

令和元年度

佐賀県手話言語と聞こえの
共生社会づくり基本的施策
実施状況報告書

令和2年9月

佐 賀 県

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（平成30年佐賀県条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、令和元年度における聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策の実施状況について報告します。

令和2年9月8日

佐賀県知事 山口 祥義

目 次

1	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要	1
	(1) 条例の目的	
	(2) 条例のポイント	
	(3) 県の責務の概要	
2	第4次佐賀県障害者プランの概要	2
3	条例の規定に基づく取組実績	3
	(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)	
	(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)	
	(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)	
	(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)	
	(5) 手話通訳者の確保、養成等(第12条)	
	(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)	
	(7) 事業者への支援(第14条)	
4	統計資料	18
	(1) 身体障害者手帳所持者数(聴覚・平行機能障害)	
	(2) 手話通訳、要約筆記者登録者数	

1 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要

(1) 条例の目的

手話言語の普及促進、聴覚障害の特性に応じた多様な意思疎通手段への配慮を通して、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し安心して暮らすことのできる地域社会（以下、「聞こえの共生社会」という。）を実現することを目的としています。

(2) 条例のポイント

聞こえの共生社会を実現するために、県の責務、県民の役割、事業者の役割を定めています。

(県の責務)

県は、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。(条例第 4 条第 1 項)

(県民の役割)

県民は、この条例の目的及び基本理念の理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努める。(条例第 5 条)

(事業者の役割)

事業者は、聴覚に障害のある人に対するサービス提供や雇用に際し、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努める。(条例第 6 条)

(3) 県の責務の概要

条例では、県の責務として具体的に次のことが定められています。

学校における意思疎通手段の普及等 (第 7 条)

手話等を学ぶ機会の確保等 (第 9 条)

手話等を用いた情報発信 (第 10 条)

災害時の連絡体制整備 (第 11 条)

手話通訳者の確保、養成等 (第 12 条)

聞こえ等に関する相談への対応及び支援 (第 13 条)

事業者への支援 (第 14 条)

意思疎通手段に関する調査研究 (第 15 条)

2 第4次佐賀県障害者プランの概要

佐賀県障害者プランは、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。平成31年3月に「第4次佐賀県障害者プラン」を策定し、平成31年4月から令和3年3月までを計画期間として取り組んでいるところです。

県は、条例第8条第1項において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進することとされています。

このことを受けて、「第4次佐賀県障害者プラン」において、条例に定められた県の責務に関連する項目を基本的施策として盛り込んでいます。

障害者基本法（抜粋）
（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第4次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標

（手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋）

事項	現状（直近の値）	目標（R2年度）
字幕・手話入りDVD等貸出数	221件（H29年度）	360件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	21.4%（H30年度）	40.0%
手話通訳者の登録者数	60名（H29年度）	88名
要約筆記者等の登録者数	29名（H29年度）	33名
耳マークの認知度	-	50.0%

3 条例の規定に基づく取組実績

(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)

- 第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。
- 2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児(以下「聴覚に障害のある児童等」という。)が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。
- 3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、学校(県立学校を除く。)の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

取組実績

教職員への手話等の研修

県立学校の教職員の聴覚障害、意思疎通手段に関する理解を促進し、知識及び技能を向上させるため、新規採用教職員研修や中堅の教職員向け研修等において、手話等に関する研修を実施しました。

実施日	内容	参加者数
4月2日	平成31年度新規採用教職員研修開講式 手話講座「手話について知ろう」	406名(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舍指導員)
5月16日	令和元年度佐賀県3年経験者研修全校種 合同研修会 手話講座「手話について知ろう」	248名(小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教職員、寄宿舍指導員)
1月9日	令和元年度佐賀県中堅教諭等資質向上研 修第2回合同研修会	127名(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭)

県立学校における取組

< 県立ろう学校 >

・職員研修

聴覚障害のある児童生徒を対象とする学校であるため、数多く実施しています。

実施回数	主な内容	各研修会参加者数
18回	聴覚障害児の理解と教育・聴覚障害児教育の指導上の工夫・手話講座等	職員 17～60名 外部 のべ100名(保護者、県内難聴学級担任、九州地区ろう学校職員等)

・校内の環境機器類

学校行事や授業で使用しています。ロジャーは、聴覚障害者に有効な周波数を増幅したスピーカーや補聴器に直接、音源を伝えることで、生徒にとってより聞き取りやすい音を提供できています。

授業では、オンテナを利用する場面も見られ、リズムに合わせて、振動を感じることができ、難聴者どうしの協働授業を展開することができています。

ロジャー (H29,H30 購入) (補聴援助システム)	線音源スピーカー2、パスアラウンドマイク2 タッチスクリーンマイク6、マイリンク15
コミュニケーション (H28 購入) (聴覚障害用小型スピーカー)	コミュニケーション2
オンテナ R元 にFUJITSUより貸与 (音源振動変換器)	オンテナ10、コントローラー1

・聴覚障害全般に係る教育相談等(令和元年度)

県立ろう学校では、特別支援学校のセンター的機能として、聴覚障害に係る、外部からの教育相談を受けています。

項目	件数(のべ)
来校による教育相談件数	138
電話・メール・サテライト相談・巡回相談等	693
関係機関との連携(電話・メール・会議)	618
計	1,449

< 県立高等学校 >

・職員研修

実施日	学校名	主な内容	研修会等参加者数
4月2日(火)	小城高等学校	聴覚障害のある生徒に対する支援方法に関する情報共有 (新学年団及び全教科担当者)	職員 15名
4月10日(水)	唐津西高等学校	特別支援教育研修会	職員 44名
8月27日(火)	嬉野高等学校 (塩田キャンパス)	「聴覚障害のある生徒の理解と具体的な支援の在り方について」	職員 25名
9月20日(金)	小城高等学校	ろう学校巡回相談を活用した支援方法についての指導助言及び、聞こえについての職員研修	職員 10名

・校内の環境機器類

学校名	機器名	備考
小城高等学校	Windows 端末標準機能の音声認識機能 ワイヤレスマイク ドラゴンスピーチ11、 音声認識新システム(木村情報技術株式会社) UDトーク	音声認識新システムは本人のタブレットで、UDトークは本人のスマートフォン等で本人の希望により使用可能

・当該生徒に対する支援の状況

各学校では、聴覚障害のある生徒をはじめ、支援の必要な生徒に関して、年度当初に職員間で情報共有を行っています。その後も、生徒のクラス内でのコミュニケーションの様子や学習状況等の確認を適宜行い、特別支援教育担当と担任との情報共有を行っています。

ろう学校との連携については、メールや電話による相談以外にも、巡回相談を活用したり、当該校の教員がろう学校へ訪問を行ったり、研修会へ参加したりするなどしています。

校内環境としては、本人在籍教室及び、隣接する教室の椅子と机の脚にテニスボールを付けて、雑音を減らしています。

また、学校行事や集会においては、文字情報をスクリーンに表示し、特に学校長の話はパワーポイントを活用するとともに、講話の内容を文章化して、ホームページでも確認できるようにしている学校もあります。

各学校とも、授業中はなるべく生徒の方を向いて話し、専門的な用語は板書するなど、当該クラスでは、板書やメモの提示等を多めに利用した指導を行っています。

さらに、本人が希望すれば、音声認識新システムやUDトークを使用できる状態になっている学校もあります。

(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

取組実績

佐賀県聴覚障害者サポートセンター運営事業

聴覚に障害がある方の社会参加を進め、聴覚に障害のある方の福祉の増進を図ることを目的として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、相談支援、映像に字幕や手話を挿入したDVD制作等を行っています。

(センター概要)

所在地	佐賀市白山2丁目1-12
開館日	火曜日～日曜日
利用時間	9:30～18:00
休館日	月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
運営団体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
利用者数	6,556人(令和元年度実績)

聴覚障害者理解促進事業(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者の理解促進のため、広報啓発活動を行うとともに、障害の特徴ごとへの対応方法について講座を実施しています。

ホームページ作成、管理運営

主なページの内容

- ・トップページ...新着情報、各ページのタグ掲載
- ・センターのこと...目的や業務、利用案内、アクセス方法等を掲載
- ・講座のこと...事業として行っている講座の案内や申込書等を掲載
- ・きこえのこと...聴こえの相談やピアカウンセリング等を掲載
- ・みみよりなこと...「みみよりなお知らせ」バックナンバー、イベント等を掲載
- ・ライブラリーのこと...ライブラリーや学習用手話動画等を掲載

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
ページビュー（件）	5,886	6,340	4,592	5,161	4,142	4,673	5,334
訪問者（人）	4,231	4,707	3,062	3,769	3,182	3,231	4,205
	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度
ページビュー（件）	4,403	5,563	5,316	5,719	6,458	62,638	54,693
訪問者（人）	3,494	4,194	4,005	4,428	4,701	46,634	35,925

サポートセンターだより「みみよりなお知らせ」発行

- ・毎月15日発行
- ・配布先...県・市町障害福祉担当部署、県・市町社会福祉協議会、ろう学校
特別支援学校、佐賀市内老人クラブ、佐賀市内公民館等

みみサポーター養成講座

加齢性難聴の特徴・聴こえの仕組み・様々なコミュニケーション方法等について学ぶために、一般の方を対象として講座を開講しています。

	開催日	受講者数	修了者数
1回目	6月9日、6月23日、7月7日（全3回）	10人	9人
2回目	1月25日、2月8日、2月22日（全3回）	10人	9人

新規採用職員研修における手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、県の新規採用職員に対して、手話に関する研修を行っています。

	開催日	内容	参加者数
1回目	5月29日	聴覚障害者理解と手話	72人
2回目	6月4日	聴覚障害者理解と手話	65人
計			137人

新規採用警察職員への手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、新規採用警察職員に対して、手話に関する研修を行っています。

	開催日	内容	参加者数
計10回	4月25日	挨拶、名前、警察業務に関連した表現について、実技を交えて研修。	1～5回目 38人 6～8回目 27人 9～10回目 14人
	5月23日		
	6月27日		
	7月25日		
	8月22日		
	10月24日		
	11月28日		
	1月23日		
	2月20日		
	3月19日		

掲示板での手話掲載

県職員が、手話等を学習する取組を推進するため、庁内掲示板において毎月手話動画を掲載しています。

【令和元年度掲載実績】

掲載年	掲載月	手話内容		
平成31年	4月	昭和	平成	令和
令和元年	5月	晴れ	曇り	雨
	6月	夏休み	海	山
	7月	両親	子ども	親戚
	8月	趣味	ドライブ	映画鑑賞
	9月	スポーツ	読書	食欲の秋
	10月	名所	九年庵	バルーンフェスタ
	11月	障害者	福祉	共生社会
	12月	お正月	初詣	年賀状
令和2年	1月	節分	豆まき	鬼は外、福は内
	2月	ひな祭り	甘酒	伝統

(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

取組実績

ボランティア(字幕挿入等)養成事業(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、聴覚障害者への情報保障の一つであるDVD等の字幕制作のための字幕制作ボランティアを養成しています。

【字幕制作ボランティア養成講座開催実績】

区分	開催日	申込者	修了者
字幕制作ボランティア講座	1月22日～2月26日(水) 13時～16時(3時間×全6回)	6名	5名
学生向け	6月19日～7月17日 18時30分～20時	6名	6名

手話・字幕入り映像の制作編集(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

情報提供の一つとして、既存映像への手話や字幕の挿入及び身近な情報番組などの自主企画作品の制作、収録などを行っています。

【字幕制作実績】

映像提供市町	本数	内容
佐賀県	4本	維新博メモリアル展示映像
佐賀市	1本	自治基本条例、三重津等PV
鹿島市CATV	6本	ガタリンピック、かしま伝承芸能祭
自主制作	10本	熊本市動植物園獣医師の講演 他
計	21本	

【映像制作実績】

映像提供市町	本数	内容
佐賀県新規採用職員研修用教材	2本	手話の事前学習用
手話通訳現任研修	2本	現任研修の教材
手話通訳者養成講座	1本	手話通訳者の教材
手話がたり	1本 (作業中8本)	県内のろう者・手話がたり撮影 (佐賀の方言・歴史、技術職等)
計	6本	

字幕入り映像ライブラリー貸出事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、字幕入り映像ライブラリーの貸出を行っています。

【ライブラリー貸出実績】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	1	2	6	3	2	1	5	5	3	2	1	5	36
本数	3	4	18	9	6	3	12	15	9	6	3	15	103

知事定例記者会見の動画への字幕挿入

知事の定例記者会見について、聴覚障害者の方も知事の発言内容を知ることができるよう、後日WEBに掲載する動画に字幕を挿入しています。

県主催のイベントにおける手話通訳の導入

県が主催する講演会・イベント等で、手話通訳・要約筆記による支援を要する参加者の有無を事前に把握し、支援を要する参加者がいれば原則として手話通訳等をつけることとしています。

耳マーク表示版の設置

聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、県庁内の各課において耳マーク表示版の設置を行っています。

県議会での文字情報表示ディスプレイ設置

県議会の傍聴者向けに、県議会本会議における発言をリアルタイムで文字情報化し表示させるため、アプリ「UDトーク」を導入し、表示用ディスプレイを設置しました。

(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)

第11条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

取組実績

県有施設への電光掲示板設置

災害発生など緊急事態が発生した場合に、聴覚障害者に伝えるための電光掲示板等を県有施設に設置することを推進しており、令和元年度には、県庁新館の展望ホール「SAGA360」に設置しました。

災害情報のHP掲載・緊急速報メールによる情報提供

災害発生時に、聴覚障害者でも必要な情報を取得できるよう、情報をHPに掲載したり、緊急速報メールを送信することにより情報提供を行っています。

火災や緊急事案発生時の緊急通報システムの推進

耳の不自由な方や言葉の不自由な方のために、火災等の緊急事案が発生した場合に、FAXで119番通報ができる体制の整備を進めています。

メール110番、FAX110番、アプリ110番の設置

耳の不自由な人や言葉の不自由な方のために、インターネットや携帯電話から直接110番通報ができる「メール110番」、FAXで110番通報ができる「FAX110番」及びスマートフォンアプリを使用して110番通報ができる「アプリ110番」を運用しています。

スマホ安否確認システムの運用(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者、情報支援者にあらかじめ登録してもらい、災害時に安否を確認するシステムを設置・運用しています。令和元年8月28日午前9時55分、佐賀県内中西部記録的豪雨の際に発動し、武雄市、小城市、大町町は登録者9名中8名返信、無事を確認しました。

(5) 手話通訳者の確保、養成等(第12条)

第12条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

取組実績

手話通訳者・要約筆記者養成事業(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者、要約筆記者の養成を目的として、厚生労働省のカリキュラムに即したテキストによる講座を開催し、手話通訳者、要約筆記者登録の増加に努めています。

手話通訳者養成講座 通訳 課程

区分	開催期間	受講回数	受講者	修了者
1クール目	4月14日～9月29日	4時間×18回	18名	14名
2クール目	10月13日～3月29日	4時間×18回	15名	15名

手話通訳者養成講座 通訳 課程

区分	開催期間	受講回数	受講者	修了者
1クール目	4月14日～9月29日	4時間×17回	6名	5名
2クール目	10月13日～3月29日	4時間×17回	8名	6名

手話通訳者養成講座 通訳 課程

開催期間	受講回数	受講者	修了者
9月14日～2月29日	2時間×12回	12名	12名

手話通訳者養成講座 現任研修

開催期間	受講回数	受講者
6月1日、8月24日、9月21日、10月19日	4回	延73名

手話通訳者全国統一試験対策講座

開催期間	受講回数	受講者
5月26日～11月24日	23回	12名

要約筆記者養成講座（パソコン要約筆記含む）

区分	開催期間	受講回数	受講者	修了者
1クール目	5月18日～10月12日	4時間×21回	12名	9名
2クール目	9月19日～2月27日	4時間×17回	3名	2名

要約筆記者養成講座 現任者研修

開催期間	受講回数	受講者
6月19日、12月20日、1月18日 3月11日は新型コロナウイルス拡散防止のため中止	3回	延35名

全国統一要約筆記者認定試験対策講座

開催期間	受講回数	受講者
11月30日～2月8日	7回	延44名

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者講師養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

手話通訳者、要約筆記者を養成する講師の質の向上と増員を図るため、養成事業を実施しています。

手話通訳者養成担当講師連続講座（通訳）

開催期間	開催場所	受講回数	受講者	修了者
6月8日～2月16日	長崎	8回	2名	1名

手話通訳者養成担当講師連続講座（通訳）

参加なし

手話通訳者養成担当講師連続講座（通訳）

開催期間	開催場所	受講回数	受講者	修了者
9月14日～1月19日	福島	4回	1名	0名

手話奉仕員養成講座担当講師連続講座

開催期間	開催場所	受講回数	受講者	修了者
5月11日～2月2日	愛媛	8回	2名	2名

手話奉仕員養成講座担当講師連続講座（講義編）

開催期間	開催場所	受講回数	受講者	修了者
2月29日～3月1日	京都	1回	2名	2名

要約筆記者講師養成講座

開催期間	開催場所	受講回数	受講者	修了者
7月5日～1月12日	東京	3回	1名	1名

手話通訳者・要約筆記者派遣事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

県障害福祉課及び県域の障害者団体が主催する聴覚障害者の参加が見込まれ専門性の高い分野である各種大会、講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。

種別	派遣回数	備考
手話通訳	13回	・県障害福祉課及び県域の障害者団体が主催する大会等のみ。
要約筆記	14回	

手話通訳士緊急確保対策事業

手話通訳士の質を向上させるため、手話通訳士試験合格者を対象として、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターが行う「合格者フォローアップ講座」の受講を支援しました。

開催日	開催場所	受講者	修了者
7月7日	東京	2名	2名
8月4日	〃	1名	1名
9月1日	〃	1名	1名

(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)

第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとする。

取組実績

聴力・補聴器に関する相談(佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聞こえに対する悩みがある方に対し、相談対応や、聴力測定や補聴器適合調査を行うとともに、補聴器の貸し出しなどを行っています。

聞こえの相談利用者状況

新規利用者			再来	医師相談	測定体験	電話/メール	計
聞こえの相談	補聴器相談	その他					
53	19	2	70	17	41	29	231

補聴器試聴・貸出・購入

聴覚障害者サポートセンター内での補聴器の試聴の他、補聴器販売店による補聴器の貸出や購入に関する相談対応も行っています。

試聴	貸出	購入
39	8	6

巡回聞こえの相談

聴覚障害者サポートセンターまで来られない方々のために、県内各地に巡回して聞こえの相談を実施しています。

回数	利用者数	巡回先
13回	88人	佐賀市、唐津市、鳥栖市、小城市、神崎市、白石町、太良町

カウンセリング(難聴者・中途失聴者向け各種相談)

聴力測定	補聴器関係	コミュニケーション関係	生活関係	その他	計
0	7	4	3	0	14

ピアカウンセリング（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者（ろう者）やその家族等からの相談に応じ、同じ聴覚障害のある方による必要な指導及び助言を通じて解消を図っています。

【実施実績及び相談人数】

区分	実施回数	就労関係	日常生活面	人間関係	その他	計
来館	-	27	46	6	76	155
高齢者訪問	32回	0	41	0	33	74
巡回	16回	0	22	3	21	46
計		27	109	9	130	275

【相談者年齢別一覧】

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
0	3	5	11	27	71	101	57	275

ICTを活用したコミュニケーション支援（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者がICTを活用することで、より不自由なくコミュニケーションをとれるよう、活用方法の指導を行っています。

ICT活用講座

区分	開催日時	参加者数	備考
スマホで撮る写真講座	11月30日	3名	
	2月1日	9名	
パソコン教室	2月15日	1名	Word、Excel
	3月28日	1名	Excel

ICTに関する相談

75件（スマートフォンアプリ、パソコンの使い方に関する相談）

(7) 事業者への支援 (第14条)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

取組実績

聴覚障害者企業情報交換会 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

第8回企業情報交換会

日 時：令和元年7月25日(木) 13:30～15:00

参加企業：3社、ろう学校

テーマ：『聴覚障害者がより良い環境で働くために』

- ・聴覚障害者の就労状況、作業所内の現状
- ・就労、生活面の支援内容・事例紹介

第4次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標達成状況

(手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋)

事項	現状 (直近の値)	実績 (R元年度)	目標 (R2年度)
字幕・手話入りDVD等貸出数	221件 (H29年度)	103件	360件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	21.4% (H30年度)	15.0%	40.0%
手話通訳者の登録者数	60名 (H29年度)	92名	88名
要約筆記者等の登録者数	29名 (H29年度)	36名	33名
耳マークの認知度	-	24.1%	50.0%

4 統計資料

(1) 身体障害者手帳所持者数（聴覚・平行機能障害）

（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

市町名	手帳所持者数				等級別内訳						
	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
佐賀市	23	173	785	981	61	174	117	268	4	357	981
唐津市	13	116	558	687	36	116	86	119	5	325	687
鳥栖市	10	40	166	216	9	36	30	59	4	78	216
多久市	3	14	66	83	4	17	17	21	0	24	83
伊万里市	2	46	177	225	20	50	23	40	0	92	225
武雄市	9	34	210	253	4	54	35	84	2	74	253
鹿島市	4	18	97	119	5	26	8	30	2	48	119
小城市	5	45	143	193	8	42	31	45	0	67	193
嬉野市	3	13	79	95	2	20	11	20	1	41	95
神埼市	3	22	119	144	4	29	19	32	1	59	144
吉野ヶ里町	2	12	33	47	9	10	5	10	0	13	47
基山町	0	14	28	42	5	12	1	7	0	17	42
上峰町	0	2	29	31	2	6	2	3	1	17	31
みやき町	3	13	101	117	2	27	10	28	2	48	117
玄海町	1	1	24	26	0	3	3	8	0	12	26
有田町	4	17	79	100	5	24	19	18	0	34	100
大町町	1	6	48	55	3	13	7	12	0	20	55
江北町	1	9	36	46	1	6	8	17	14	0	46
白石町	3	8	110	121	4	19	13	43	1	41	121
太良町	1	6	41	48	1	10	4	18	0	15	48
計	91	609	2,929	3,629	185	694	449	882	37	1,382	3,629

(2) 手話通訳、要約筆記者登録者数

(手話通訳 登録者数)

	令和元年(2019年)度末
手話通訳士	9人
手話通訳者	30人
手話奉仕員	53人
計	92人

(要約筆記者 登録者数)

	令和元年(2019年)度末
要約筆記者	36人

